

R 5 生活保護法施行事務監査指摘・指示事項等（総括・事項別・医療・介護）

※本資料は第三者委員会会議資料として加工しております。

監査種別	指摘項目	指摘項目詳細	指摘事項	指摘区分	是正改善措置状況 ①指摘事項に対する原因分析を行ったうえ、 ②改善に向けた具体的な取組内容を記載してください。 (記載例参照)	重点的に取り組むべき課題	是正改善報告についての確認 (県→事務所)	確認に対する回答 (事務所→県)
総括事項	保護の決定	要否判定の積算	入院中の者の保護廃止時の要否判定において、最低生活費の医療費を入院前の通院時の金額で行っており、低額な最低生活費となっているケースが確認された。医療費は35,400円での積算が必要であり、実態に即した要否判定を行うことについて所内で徹底すること。	○	4月10日に開催された事務研究会の中で、要否判定する際は各項目の入力内容をよく確認し、実態に即した性格な金額を記載するよう所内で周知徹底を図った。			
総括事項	保護の決定	14日経過理由の記載	保護決定が申請受理後から14日経過した理由が、保護開始決定通知及びケース記録ともに未記載となっているケースが確認された。所内で記載の徹底を図ること。	○	4月10日に開催された事務研究会の中で、保護決定が申請受理後から14日経過した際は生活保護システム入力時によく意識し、遅延理由の記載もれをしないよう所内で周知徹底を図った。			
総括事項	指導指示	法第27条に基づく指導指示の適正実施	法第27条に基づく指導指示において、従前のケースワーク内での指導を口頭指導とし、法第27条に基づく指導指示決定後は文書指導から開始している。法第27条による指導指示は、文書による指導指示の前に、原則として、口頭により行うこと。	○	4月10日に開催された事務研究会の中で、法第27条に基づく指導指示において指導内容及びその内容を最小限度にするよう説明して認識誤りを防ぐため所内で周知徹底を図った。また、指導をした際はケース記録に記載するよう説明した。			
総括事項	資産の把握	記録の正確性	預貯金や生命保険があるにも関わらず調査結果の記録で「全てなし」となっているケースが確認された。記録の正確性の徹底について所内で徹底すること。	○	4月10日に開催された事務研究会の中で、生活保護開始時に預貯金や生命保険があった際はケース記録に記載するよう係内で周知徹底を図った。また、生活保護開始後でも29条調査等で資産が発見された際は記載もれのないよう注意を促した。			
事項別	特になし	特になし	特になし					
医療扶助	特になし	特になし	特になし					
介護扶助	特になし	特になし	特になし					
法第73条該当ケース	特になし	特になし	特になし					